

企画競争実施の公示

次のとおり企画提案書（以下「提案書」という。）の提出を招請します。

令和8年8月10日

独立行政法人住宅金融支援機構契約担当役
財務企画部長 戸村昌幸

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度海外短期派遣研修

(2) 実施目的

若手職員を対象に、業務で使うことができる英語を海外で集中的に学ぶ機会を設けることにより、海外の金融市場・住宅市場への関心を高め、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の国際対応を担う意欲を醸成する契機とすることを目的とした研修を実施する。

(3) 業務内容

(2)の実施目的を達成することを狙いとして実施する研修について、次の業務を委託する。

ア 研修プログラムの詳細設計・調整

イ 派遣手続の実施

（注）VISA（査証）の申請、入学手続き、宿泊の手配を含む。ただし、航空チケットの手配および荷物の運送等は、機構が行う。

ウ 研修前の派遣者向けオリエンテーションの実施

エ 派遣期間中における派遣者の安全管理その他派遣者のサポート

なお、派遣期間中の宿泊先は、通学地近郊の寮、ホームステイ等を想定している。

(4) 納入成果物

研修のオリエンテーション資料およびフォローアップ資料

※電子媒体で納入する場合はMS-Word、MS-Excel、MS-Power Point、PDFを用いて納入すること。

(5) 履行時期・期間・期限

(3)ア、イおよびウの業務については派遣実施前までに、(3)エについては、派遣期間を通じて行うものとする。

(6) 派遣の概要

ア 派遣者数

一般職（非管理職）の職員 3名

イ 派遣期間

令和9年1月から令和9年2月までの期間で約1か月間

ウ 派遣国

オセアニア又はアジア（派遣者全員同一とする）

エ 派遣先

語学スクール（派遣者全員同一とする）

(7) 予算額

本業務の予算額は、4,923,423円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

この額には、次のアに掲げる費用を含むものとし、イに掲げる費用は含まない。

また、総額のうち語学スクールの費用については、実費とし、併せて当該実費の内訳を記載した任意の疎明資料を提出すること。

ア 予算額に含む費用

プログラム企画費用、派遣手続代行費用、入学金、授業料、資料作成費用（該当がある場合のみ）、宿泊代又はホームステイ費用（朝食および夕食代を含む）、VISA手続費用、往路の送迎費用（現地空港から滞在先まで）、その他提案者が提供する予定のサービスに係る全ての費用（例：語学力測定テスト費用等）。

イ 予算額に含まない費用

航空券代、現地交通費、テキスト代、現地昼食代、荷物の運送費用、海外旅行保険料、復路の送迎費用（現地滞在先から空港まで）、その他機構が行う業務に係る費用

なお、為替等の変動により当該予算額を超過する場合は、その妥当性を勘案した上で予算を追加することとする。

(8) 支払い条件

原則として派遣終了後に支払う。ただし、派遣終了前であっても、事前に機構に協議し、機構が認めた場合は、本研修に係る研修プログラムの詳細設計書の納品後の支払も可能とする。

(9) その他

ア 研修プログラムは、「研修プログラムの作成に係る留意事項」（別添1）を踏まえた内容とする。

イ 本業務を実施する上での契約書（案）及び仕様書は、別添2のとおりとする。

2 企画競争参加資格要件

(1) 当該契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

- (2) 令和7・8・9年度国の競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてB、C若しくはDの等級に格付けされている者又は令和7・8・9年度独立行政法人住宅金融支援機構競争参加資格「役務の提供等」においてB、C若しくはDの等級に格付けされている者であること。
- (3) 全省庁統一資格を用いて公募に参加する場合において、国土交通省から指名停止措置を受けており、当該処分の終期が到来していない者及びこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (4) 機構から競争参加停止等処分を受けており、当該処分の終期が到来していない者及びこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者又はこれらの者と関係のある者でないこと。
- (6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 商法（明治32年法律第48号）その他の法令の規定に違反して営業を行った者でないこと。
- (8) 仕様書（別添2の別紙）に記載した要件をすべて満たすことができる者であること。
- (9) 本説明書中の（別添2）業務委託契約書（案）により当機構と契約を締結することが可能であり、かつ、仕様書記載の要件を全て満たしている者であること。
- (10) 過去5年以内に民間企業等から委託を受け、社員をオセアニア又はアジアの国へ留学させる海外派遣研修をアレンジした実績があること。
- (11) 機構の担当者と頻繁な打ち合わせに対応できる責任者（又は担当者）を配置できること。
- (12) (11)の責任者又は担当者が、過去5年間に、民間企業等の社員をオセアニア又はアジアの国へ派遣する研修をアレンジした実績があること。
- (13) 派遣者の修学及び生活に関する安全管理体制及び現地サポートが受けられる体制を準備できること。

3 手続等

(1) 担当部署

〒112-8570 東京都文京区後楽 1-4-10

独立行政法人住宅金融支援機構

総務人事部人事グループ 仙田・佐藤

電話：03-5800-8033

E-mail：koubunsho_jinji@jhfh.go.jp

(2) 企画競争提出要請書（以下「提出要請書」という。）の交付期間及び方法

① 交付期間

令和8年8月10日から令和8年9月1日（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く）。

② 交付場所

10時から12時まで、13時から16時までの間に「担当部署」の場所において行う。

③ 交付方法

手交、郵送またはe-mailとする。交付を希望する場合には、「担当部署」の担当まで電話連絡の上、交付希望の旨を伝えること。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限

令和8年9月2日 12時00分

② 提出方法

提案書を提出する場合は、事前に「担当部署」に連絡した上で、正本1部を「担当部署」に郵送すること（書留郵便とすること）。

また、提出期限までに提案書及び追加書類の電子データを、「担当部署」のe-mailあてに提出すること。事前に連絡がなかった場合や提出期限までに「担当部署」に到着しなかった提案書は、いかなる理由を以てしても特定されないこととする。

③ 提出場所

「担当部署」に同じ。

④ 留意事項

正本の郵送は、提出期限までに必着とする。

電子データを送付する際の電子メールの件名は「令和8年度海外短期派遣研修提案書の提出（社名）」とし、本文に、社名、会社住所、担当者名、電話番号、メールアドレスを明記すること。

評価基準における評価区分で必須項目としている要件を満たさない提案書は特定しない。

(4) 質問の受付期間、方法等

質疑（※ただし、評価基準に関する質問は受け付けない。）がある場合は、「令和8年度海外短期派遣研修」の質問と判別できるようにした上で、電子メールにより「手続等」の「担当部署」に令和8年8月20日までに提出すること。提出された質問に対しては令和8年8月19日までに本要請書を入手した者に対し、令和8年8月31日までに電子メールにて回答する。

なお、令和8年8月20日から令和8年9月1日までに本要請書を入手した者に対しては、別途回答する。

(5) 企画提案に関するヒアリング実施の有無

ヒアリング実施 有

必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。実施する場合の日程等については、「担当部署」の担当から個別に連絡する。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 「手続等」の「担当部署」に同じ。
- (3) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 機構は、提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。また、採用しなかった提案書は返却しないので、返却を希望する提案者は、その旨、提案書を担当部署等に提出する際に申し出ること。
- (5) 提案書の差し替え及び再提出は原則として認めないこととする。なお、特定後においても提案書の記載内容の変更は、原則認めないこととする。
- (6) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して競争参加停止等の処分を行う場合がある。
- (7) 特定した提案内容については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づく開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (8) 特定した提案を行った者の名称、住所、代表者氏名及び特定日、各提案者の評価得点は、機構ホームページで公表する。
- (9) 提案が特定された者は、企画競争手続を実施した結果、唯一最適な者として特定した者であるが、機構会計規程等に基づく契約手続の完了までは、機構との契約関係を生じるものではない。なお、契約締結後においても、契約の名称、契約金額、契約締結先（提案が特定された者）の氏名及び住所等について、機構ホームページで公表する。
- (10) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表」のご案内（企画競争提出要請書の配付資料）のとおり、機構は、機構と一定の関係の有する法人と契約する場合、機構との関係に係る情報を機構ホームページで公表することとしており、本件への応募をもって、必要な情報の機構への提供及び情報の公表に同意したものとみなす。
また、応募したにもかかわらず、情報提供等の協力をしない契約相手方は、その名称等を公表するので、留意すること。
提案が特定された者は、契約締結時までに確認書（企画競争提出要請書の配付資料）を提出すること。
- (11) 提案が特定された者が、本業務の一部を再委託する予定がある場合は、配付資料で示したとおりに取り扱うため留意すること。